

四半期財務諸表の注記の国際比較

中間連結財務諸表注記事項 (中間連結財務諸表規則)	四半期連結財務諸表注記事項	米国での開示 (Regulation SX 第 10 章 - 四半期財務諸表及び APB 第 28 号「中 間財務報告」等)	カナダ CICA ハンドブック § 1751 等
	<p>【注記事項の基本的な考え方】 直前事業年度の財務諸表等の注記項目で重要な変動がないものは、一部の項目を除き、その記載を省略できるとし、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を理解する上で重要な事項に限定して開示を行うこととした。(四半期財務諸表会計基準案第 56 項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ Interim reporting (「四半期財務情報」という。以下同じ) は、財務諸表本体又は誤解を招かないよう十分な注記における開示を含まなければならない。登録企業は、四半期財務諸表利用者が前年の監査済財務諸表を読んでいるか、あるいはアクセスしており、公正な表示に必要な追加的開示の妥当性は、(重要な偶発事象を除いて)この観点から判定することができることを前提としている。したがって、直近の株主への年次報告書又は監査済財務諸表に含まれる開示と実質的に重複する注記開示(例えば、重要な会計方針、直前年度末から金額又は構成が重要に変動していない勘定の明細、規則 4 - 08 で規定される詳細な 	<ul style="list-style-type: none"> ■ Interim financial statements (「四半期財務諸表」という。以下同じ。)の利用者は、その企業の直近の年度財務諸表を利用可能と想定される。したがって、年度財務諸表への注記で既に報告された情報に対して、重要性の乏しい更新を行う必要はない。四半期報告時点では、直前に終了した会計年度の期末以降に生じた企業の財務状況及び業績の変化を理解するのに重要な事象や取引の説明だけで十分である。(第 13 項) ■ 四半期財務諸表には、GAAP に準拠して、四半期報告期間に係る企業の財務の状況、事業及びキャッシュ・フローの結果を明瞭に表示しなければならない。(第 14 項(i))

中間連結財務諸表注記事項 (中間連結財務諸表規則)	四半期連結財務諸表注記事項	米国での開示 (Regulation SX 第10章 - 四半期財務諸表及び APB 第28号「中 間財務報告」等)	カナダ CICA ハンドブック § 1751 等
		<p>開示)は省略することができる。(§ 210.10 - 01(a)要約財務諸表(5))</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 直近事業年度末以後の事象で重大な影響を与えるものが発生した場合には開示しなければならない。(同上) ■ 詳細な明細表は、四半期財務諸表作成を目的として省略することができる。(§ 210.10 - 01(a)要約財務諸表(6)) 	<p>* 四半期の報告は 45 日以内に提出 (National Instrument4.2)</p> <p>(レビューは必ずしも必要ではないが、ほとんどの上場企業は行っている。レビューが行われなかった場合にはその旨を開示する必要がある、レビュー報告書の添付は必要はない (NI4.3(3))。また、アニュアルレポートに四半期の要約の記載 (NI 51-102 (MD & A) 1.5)</p>
<p>連結の範囲等に関する記載 (第10条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 連結の範囲に関する事項 ・ 持分法の適用に関する事項 ・ 連結子会社の中間決算日等に関する事項 ・ 会計処理基準に関する事項 <p>中間連結キャッシュ・フロー計算書に関する事項</p>	-	(具体的な規定なし)	(具体的な規定なし)

中間連結財務諸表注記事項 (中間連結財務諸表規則)	四半期連結財務諸表注記事項	米国での開示 (Regulation SX 第10章 - 四半期財務諸表及び APB 第28号「中 間財務報告」等)	カナダ CICA ハンドブック § 1751 等
<p>中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する記載 (第11条)</p> <p>1 連結の範囲又は持分法適用の範囲を変更した場合には、その旨及び変更の理由</p>	<p><u>同左</u> 連結の範囲に含めた子会社、持分法を適用した非連結子会社及び関連会社に関する事項その他連結の方針に関する事項について、重要な変更が行われた場合には、その旨及びその理由 (20項(1))</p>		
<p>2 会計処理の原則及び手続を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が中間連結財務諸表に与えている影響の内容</p> <p>3 表示方法を変更した場合には、その内容</p> <p>4 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が中間連結キャッシュ・フロー計算書に与えている影響の内容</p> <p>(年度財務諸表の注記において、会計方</p>	<p><u>同左</u> 重要な会計処理の原則及び手続並びに表示方法について変更が行われた場合には、その旨、その理由及び影響額(20項(2))(指針50項, 51項)</p> <p><u>四半期独自</u> 当事業年度の第2四半期以降に自発的に重要な会計処理の原則及び手続並びに表示方法について変更を行った場合には、第2四半期以降に変更した理由、当事業年度の既に開示した四半期会計期間への影響額(20項(3))(指針52項, 53項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 直近事業年度末以後の事象で登録企業に重大な影響を与えるものが発生した場合には開示しなければならない。開示には、例えば以下の項目における直近年度末からの重要な変更が含まなければならない。(§ 210.10 - 01(a)要約財務諸表(5)) <ul style="list-style-type: none"> ● 会計方針の変更 ● ■ 登録企業は、重要な会計処理の変更日及びその理由を記載しなければならない。(§ 210.10 - 01(b)内容に 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 四半期財務諸表には、以下の場合を除き、直近の年度財務諸表と同じ会計方針、会計処理に基づいている旨の記述を含めなければならない。(第14項(b)) <ul style="list-style-type: none"> ● 会計方針の変更 (新しい会計基準の適用による変更を含む) ● 新しい事象、環境、取引に新規に適用された会計方針

中間連結財務諸表注記事項 (中間連結財務諸表規則)	四半期連結財務諸表注記事項	米国での開示 (Regulation SX 第 10 章 - 四半期財務諸表及び APB 第 28 号「中 間財務報告」等)	カナダ CICA ハンドブック § 1751 等
<p>針が中間と年度で異なる場合の記載あり(公認会計士協会監査委員会報告第 36 号))</p>		<p>関するその他の規定(6))</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 四半期財務諸表が対象とする期間中に行われた重要な過年度遡及修正は、過年度の純利益 (総額及び 1 株当たり金額) 及び利益剰余金の影響とともに開示されなければならない。表示されている期間の業績が、当該期間の当初報告以後、当該項目により遡及的に修正された場合、変更の影響について同様に開示しなければならない。(§ 210.10 - 01(b) 内容に関するその他の規定 (7)) ■ 法人税等の見積額又は引当額の重要な変更 (APB 第 28 号第 30 項 d) ■ 会計原則の変更及び会計上の見積りの変更 (APB 第 28 号第 30 項 g) 	

中間連結財務諸表注記事項 (中間連結財務諸表規則)	四半期連結財務諸表注記事項	米国での開示 (Regulation SX 第 10 章 - 四半期財務諸表及び APB 第 28 号「中間財務報告」等)	カナダ CICA ハンドブック § 1751 等
<p>2 当該中間連結会計期間の直前の連結会計年度に係る連結財務諸表作成に当たり会計処理の原則及び手続について変更が行われており、当該中間連結会計期間の直前の中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表作成上の会計処理の原則及び手続と当該中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表作成上の会計処理の原則及び手続との間に相違がみられる場合には、その旨及び当該変更の内容を注記しなければならない。</p>	<p>前事業年度の連結財務諸表の作成に当たり重要な会計処理の原則及び手続並びに表示方法について変更が行われており、前事業年度の同一の四半期会計期間と当事業年度の四半期会計期間との会計処理及び手続並びに表示方法との間に相違が見られるときは、その旨及び影響額 (20 項(4))(指針 54 項、55 項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 四半期会計期間における会計原則の変更は、遡及的適用によって報告されなければならない。(SFAS 第 154 号「会計処理の変更及び誤謬の訂正」第 15 項) ■ 四半期財務諸表が対象とする期間中に行われた重要な過年度遡及修正は、過年度の純利益 (総額及び 1 株当たり金額) 及び利益剰余金の影響とともに開示されなければならない。表示されている期間の業績が、当該期間の当初報告以後、当該項目により遡及的に修正された場合、変更の影響について同様に開示しなければならない。(§ 210.10 - 01(b) 内容に関するその他の規定 (7)) 	
	<p><u>四半期独自</u> 重要な科目について簡便的な会計処理及び四半期特有の会計処理を採用して</p>	<p>(具体的な規定なし)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 四半期財務諸表における開示が、年度財務諸表に適用すべき GAAP に基づいていない場合、四半期財務諸

審議事項(7) -2

中間連結財務諸表注記事項 (中間連結財務諸表規則)	四半期連結財務諸表注記事項	米国での開示 (Regulation SX 第 10 章 - 四半期財務諸表及び APB 第 28 号「中 間財務報告」等)	カナダ CICA ハンドブック § 1751 等
	<p>いる場合には、その旨及びその内容(20 項(5))(指針 56 項)</p>		<p>表にはその旨の記述を含めなければならない。(第 14 項(a))</p> <p>■ 四半期財務諸表には、以下の場合を除き、直近の年度財務諸表と同じ会計方針、会計処理に基づいている旨の記述を含めなければならない。(第 14 項(b))</p> <p>四半期財務諸表の作成に影響のある環境のために適用されるが、年度財務諸表には影響を与えない会計処理</p> <p>棚卸資産の一時的な費用変動のために適用する特別な処理</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 流動資産に係る引当金の表示 (第 26 条) 財務諸表等規則第 20 条を準用 ・ 減価償却累計額の表示 (28 条) 財規第 26 条を準用 ・ 減損損失累計額の表示 (28 条の 2) 財規第 26 条の 2 を準用(合算した場 	<p><u>同左</u></p> <p>貸倒引当金又は減価償却累計額が、資産の控除科目として表示されていない場合には、当該引当金等の額 (20 項 (15))</p>	<p>(具体的な規定なし)</p>	<p>(具体的な規定なし)</p>

審議事項(7) -2

中間連結財務諸表注記事項 (中間連結財務諸表規則)	四半期連結財務諸表注記事項	米国での開示 (Regulation SX 第 10 章 - 四半期財務諸表及び APB 第 28 号「中 間財務報告」等)	カナダ CICA ハンドブック § 1751 等
合、減価償却累計額に減損損失累計 額が含まれている旨を注記)			
重要な後発事象の注記 (第 12 条)	四半期連結財務諸表を作成するまでに 発生した重要な後発事象 (20 項(19)) (指針 99~101 項) 修正後発事象の取 扱いを検討中	直近年度末以後の事象で登録企業に重 大な影響を与えるものが発生した場合 には開示しなければならない。(§ 210.10 - 01(a)要約財務諸表(5))	四半期財務諸表においては、四半期報告 期間の期末以後に起こった後発事象で、 四半期財務諸表に反映されていない事 象を開示しなければならない。(第 14 項 (f))
<ul style="list-style-type: none"> 企業結合に関する重要な後発事象等 の注記 (第 17 条の 11) 財規第 8 条 の 25 (3 項を除く) を準用 事業分離に関する重要な後発事象等 の注記 (第 17 条の 12) 財規第 8 条 の 26 (3 項を除く) を準用 子会社の企業結合に関する後発事象 等の注記 (第 17 条の 13) 連規第 15 条の 21 を準用 	(上記に包含)	(上記に包含)	(上記に包含)
追加情報の注記 (第 13 条)	同左 企業集団の財政状態及び経営成績並び	■ 四半期財務情報は、財務諸表本体又 は誤解を招かないよう十分な注記	■ 四半期財務諸表には、以下の場合を 除き、直近の年度財務諸表と同じ会

中間連結財務諸表注記事項 (中間連結財務諸表規則)	四半期連結財務諸表注記事項	米国での開示 (Regulation SX 第 10 章 - 四半期財務諸表及び APB 第 28 号「中 間財務報告」等)	カナダ CICA ハンドブック § 1751 等
	<p>にキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項 (20 項(21))</p> <p>重要な見積の変更など (指針 110 項)</p>	<p>おける開示を含まなければならない。(§ 210.10 - 01(a)要約財務諸表 (5))</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 直近事業年度末以後の事象で登録企業に重大な影響を与えるものが発生した場合には開示しなければならない。開示には、例えば以下の項目における直近年度末からの重要な変更が含まなければならない。(§ 210.10 - 01(a)要約財務諸表 (5)) <ul style="list-style-type: none"> • 財務諸表作成に固有の見積りの変更 • 長期契約の状況の変更 • 重要な新規借入を含む資産化又は既存の財務契約の修正の変更 • 企業結合又は事業処分から生じる報告企業の変更 ■ 中間貸借対照表及び中間キャッシュ・フローに関する情報を開示しな 	<p>計方針、会計処理に基づいている旨の記述を含めなければならない。(第 14 項(b))</p> <p>新しい事象、環境、取引に新規に適用された会計方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 四半期財務諸表においては、見積の変更に関してその種類及び金額を、以下の区分毎に開示しなければならない。(第 14 項(d)) <ul style="list-style-type: none"> 当会計年度内の過去の四半期報告期間で報告した金額 過去の会計年度において報告した金額

中間連結財務諸表注記事項 (中間連結財務諸表規則)	四半期連結財務諸表注記事項	米国での開示 (Regulation SX 第 10 章 - 四半期財務諸表及び APB 第 28 号「中 間財務報告」等)	カナダ CICA ハンドブック § 1751 等
		<p>い場合、直近の報告日以降の当座資産、運転資本、固定負債又は株主資本の重要な変動を開示しなければならない。(APB 第 28 号第 33 項)</p>	
<p>セグメント情報の注記 (第 14 条) セグメント別資産情報の開示なし</p>	<p>事業の種類別セグメント情報、親会社及び子会社の所在地別セグメント情報、海外売上高。 四半期独自 事業の種類別セグメント情報に係るセグメント別資産に著しい変動があった場合にはその概要と概算額 (20 項(6)) (指針 57 ~ 69 項)</p>	<p>■ SFAS 第 131 号「企業のセグメント及び関連情報に関する開示」の規定 (実務上不可能でない限り、過去に公表された財務諸表におけるセグメント情報を修正再表示する規定を含む) に従って判定された報告すべき事業セグメントに関する情報 (APB 第 28 号第 30 項 i)</p> <p>(1) 外部顧客からの収益 (2) セグメント間収益 (3) セグメント損益の測定値 (4) 直近年次報告書で開示された金額から重要な変動がある資産総額 (5) セグメント区分の基礎又はセグメント損益の測定値の、直近年次報告書からの相違に関する記載</p>	<p>■ 四半期財務諸表においては、企業が「セグメント開示 § 1701」によるセグメント報告を開示する必要がある場合、当該セクションに基づいて報告すべき各セグメントに関して、以下の情報を開示しなければならない。(第 14 項(e))</p> <p>(1) 外部顧客からの収益 (2) セグメント間収益 (3) セグメント毎の損益測定値 (4) 直近年度財務諸表の金額から重要な変化のあった資産の総額 (5) セグメンテーションの方法及びセグメント損益の測定方法に関する直近年度財務諸表との差異に関する記述 (6) セグメント毎の損益測定値の総額</p>

審議事項(7) -2

中間連結財務諸表注記事項 (中間連結財務諸表規則)	四半期連結財務諸表注記事項	米国での開示 (Regulation SX 第 10 章 - 四半期財務諸表及び APB 第 28 号「中 間財務報告」等)	カナダ CICA ハンドブック § 1751 等
		<p>(6) 報告セグメント損益の測定値の合計額と税引前連結利益との調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 登録企業が、四半期財務諸表の対象とする期間中、事業の重要なセグメントを処分した場合、全期間中の収益及び純利益の影響(総額及び1株当たり金額)を開示しなければならない。(§ 210.10 - 01(b)内容に関するその他の規定(5)) 	<p>と、企業の利益又は損失(廃止事業からの損益及び特別損益控除前。企業が各セグメントに廃止事業からの損益や特別損益を配賦している場合にはそれらの控除後)との差異に関する調整額</p> <p>(7) 企業が内部の組織構造を変更し、それが報告セグメントの構成を変えることになる場合、過去の各期における四半期財務諸表の、「セグメント開示」1701.36-37 項に基づいてリステートされた情報(当四半期報告期間、当会計年度累積、及び前会計年度において比較対象となる報告期間(前四半期及び前会計年度における前四半期までの累積)について開示が必要)</p>
リース取引に関する注記(第 15 条)	企業集団の財政状態及び経営成績並びにキャッシュ・フローの状況を適切に	(米国・カナダでは、所有権移転外ファイナンスリースについて、売買処理に準じた処理をしているので、オンバランス処理されている。)	

中間連結財務諸表注記事項 (中間連結財務諸表規則)	四半期連結財務諸表注記事項	米国での開示 (Regulation SX 第 10 章 - 四半期財務諸表及び APB 第 28 号「中 間財務報告」等)	カナダ CICA ハンドブック § 1751 等
	判断するために重要なその他の事項 (20 項(21)) 簡略化 重要な変動がある場合の注記 (指針 105 ~ 108 項)。開示項目も簡略化。		
有価証券に関する注記 (第 16 条)	企業集団の財政状態及び経営成績並び にキャッシュ・フローの状況を適切に 判断するために重要なその他の事項 (20 項(21)) 重要な変動がある場合の注記 (指針 103 項)	(具体的な規定なし)	(具体的な規定なし)
デリバティブ取引に関する注記 (第 17 条)	企業集団の財政状態及び経営成績並び にキャッシュ・フローの状況を適切に 判断するために重要なその他の事項 (20 項(21)) 重要な変動がある場合の注記 (指針 104 項)	(具体的な規定なし)	(具体的な規定なし)

中間連結財務諸表注記事項 (中間連結財務諸表規則)	四半期連結財務諸表注記事項	米国での開示 (Regulation SX 第10章 - 四半期財務諸表及び APB 第28号「中 間財務報告」等)	カナダ CICA ハンドブック § 1751 等
継続企業の前提に関する注記 (第18条)	四半期貸借対照表日に継続企業の前提に重要な疑義が存在する場合には、その旨及びその内容等 (20 項(13)) (指針 88 項) 詳細未定(簡略化の方向で検討)	開示される情報は、AU § 341「企業の継続企業として存続する能力についての監査人の検討」第10項に規定されている。(AU § 722「中間財務諸表」注記15) 開示される情報の例は以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> • 合理的な期間、企業の継続企業として存続する能力について重大な疑義があるとの評価の原因となっている関係のある状況や事象 • そのような状況や事象の影響 • 経営者の状況や事象の重大性及び緩和する要素の評価 • 事業廃止の可能性 • 経営者の計画 • 計上されている資産の回収可能性又は流動・固定の区分、あるいは負債の金額又は流動・固定区分の情報 	ゴーイング・コンサーンについては特に規定はないが、監査では重要な項目になっている (CICA ハンドブック 5510「監査報告書の留保事項」51-53)。
担保資産の注記 (第19条)	企業集団の財政状態及び経営成績並び	(具体的な規定なし)	(具体的な規定なし)

審議事項(7) -2

中間連結財務諸表注記事項 (中間連結財務諸表規則)	四半期連結財務諸表注記事項	米国での開示 (Regulation SX 第 10 章 - 四半期財務諸表及び APB 第 28 号「中 間財務報告」等)	カナダ CICA ハンドブック § 1751 等
	にキャッシュ・フローの状況を適切に 判断するために重要なその他の事項 (20 項(21)) 簡略化 重要な変動がある場合の注記 (指針 109 項)		
偶発債務の注記 (第 40 条) 手形割引高及び裏書譲渡高の注記(第 41 条)	簡略化 重要な保証債務その他の重要な偶発債 務の金額 (20 項(16)) (指針 89 ~ 90 項)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 重要な偶発事象がある場合には、年 度末から重要な変動が生じていな くても、当該事実を開示しなければ ならない。(§ 210.10 - 01(a)要約財 務諸表(5)) ■ 偶発事象 (APB28 号第 30 項 f) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 四半期財務諸表においては、直近に 完了した会計年度以降の、以下に関 する変化を開示しなければならない。 (第 14 項(h)) 偶発事項の存在、発生可能性、金額 保証に関する情報
一株当たり純資産額の注記 (第 46 条)	同左 1 株当たり純資産 (20 項(8)) (指 針 76 項 ~ 79 項)	(具体的な規定なし)	(具体的な規定なし)
特別法上の準備金等の注記 (第 47 条)		(具体的な規定なし)	(具体的な規定なし)
減損損失に関する注記 (第 62 条の 2)	四半期独自 減損損失に関する注記 (金額確定でき ない場合の注記) (指針 102 項)		四半期財務諸表には、年度財務諸表で要 求される以下に関する開示を含めな ければならない。(第 14 項(g)) 減損による帳簿価額の切り下げ

中間連結財務諸表注記事項 (中間連結財務諸表規則)	四半期連結財務諸表注記事項	米国での開示 (Regulation SX 第 10 章 - 四半期財務諸表及び APB 第 28 号「中 間財務報告」等)	カナダ CICA ハンドブック § 1751 等
			非貨幣性長期資産の処分 異常項目
<p>・ パーチェス法を適用した場合の注記 (第 17 条の 4) 連規 15 条の 12 を準用</p>	<p>重要な企業結合に関する事項 (20 項 (17) 簡略化 パーチェス法を適用した場合 (指針 91 項 ~ 92 項) 企業結合に係る会計基準四 2 (1) の注記事項のうち、 、 、 、 及び に準じて記載。</p>	<p>■ 公開企業の要約四半期財務情報は、重要な企業結合が直近の四半期財政状態計算書が表示される日まで当期中に完了した場合、以下を開示する。</p> <p>a. 被取得企業の名称と簡単な説明、取得された議決権持分の割合</p> <p>b. 取得の主な理由 (のれんを認識する結果となる取得価格に寄与する要素の説明を含む)</p> <p>c. 被取得企業の業績が結合後企業の損益計算書に含まれた期間</p> <p>d. 被取得企業の取得原価及び発行済又は発行予定の持分証券 (普通株式、優先株式、パートナーシップ持分) その持分証券に割り当てた価額、その価額を決定した基礎</p>	<p>■ 四半期財務諸表には、年度財務諸表で要求される以下に関する開示を含めなければならない。(第 14 項(g))</p> <p>企業結合 企業結合、財務構造の再構築、スピンのオフに関連する、一部の活動からの撤退計画、リストラクチャリングや統合の計画</p>

中間連結財務諸表注記事項 (中間連結財務諸表規則)	四半期連結財務諸表注記事項	米国での開示 (Regulation SX 第 10 章 - 四半期財務諸表及び APB 第 28 号「中 間財務報告」等)	カナダ CICA ハンドブック § 1751 等
		<p>e. 当四半期及び直近の四半期財政状態計算書が表示される日までの当年度(並びに前年の対応期間)について、企業結合が報告期間の期首で完了した場合の経営成績を開示するプロフォーマ情報。少なくとも、収益、異常項目及び会計処理変更による累積影響額前利益(四半期を基礎とするものを含む)、純利益、1株当たり利益を開示しなければならない。</p> <p>f. 報告されるプロフォーマの経営成績に含まれる重要な非経常項目の性質と金額 (SFAS 第 141 号「企業結合」第 58 項)</p> <p>■ 取得として会計処理される重要な企業結合が当年度中に発生した場合、期首に企業が結合されたかのように、直近の四半期貸借対照表日ま</p>	

中間連結財務諸表注記事項 (中間連結財務諸表規則)	四半期連結財務諸表注記事項	米国での開示 (Regulation SX 第 10 章 - 四半期財務諸表及び APB 第 28 号「中 間財務報告」等)	カナダ CICA ハンドブック § 1751 等
		<p>での当年 (及び前年の対応する期 間) の業績のプロフォーマ情報を開 示しなければならない。プロフォー マ情報は少なくとも収益、異常項目 及び会計原則変更による累積影響 額前利益 (1 株当たり同利益を含 む)、純利益、1 株当たり純利益を示 さなければならない。(§ 210.10 - 01(b) 内容に関するその他の規定 (4))</p>	
<p>・ 持分プーリング法を適用した場合 の注記 (第 17 条の 5) 財規第 8 条の 18 (4 項を除く) を準用</p>	<p>持分プーリング法を適用した場合 (指針 93 項) 簡略化 企業結合に係る会計基準四 2 (2) 、 及び に準じた記載 四半期独自 また、当該企業結合が当事業年度の期 首以外で行われた場合には、当事業年 度の期首に企業結合が行われたものと みなして、当事業年度の既に関示され</p>	<p>直近の四半期中に、登録企業又は連結子 会社が持分プーリング法として会計処 理される企業結合を締結する場合、当年 及び前年の四半期財務諸表については、 結合された事業の結合後の業績を反映 しなければならない。結合前の期間に係 る結合後企業の個別業績は、適切な説明 とともに、開示されなければならない。 (§ 210.10 - 01(b) 内容に関するその他 の規定(2))</p>	<p>(具体的な規定なし)</p>

中間連結財務諸表注記事項 (中間連結財務諸表規則)	四半期連結財務諸表注記事項	米国での開示 (Regulation SX 第 10 章 - 四半期財務諸表及び APB 第 28 号「中 間財務報告」等)	カナダ CICA ハンドブック § 1751 等
	<p>ている四半期会計期間への影響額を記載。 なお、四半期報告提出期限までに金額を正確に算定することが困難な場合には、その旨、その理由及び適当な方法による概算額を記載することができる。 更に、前事業年度の連結財務諸表には持分プーリング法を適用した結果が反映されているが、前事業年度の同一の四半期会計期間には反映されていない場合には、その旨及び四半期会計期間への影響額</p>		
<p>・ 共通支配下の取引等の注記 (第 17 条の 6) 財規第 8 条の 20 (3 項を除く) を準用</p>	<p>子会社株式の追加取得の場合は簡略化 共通支配下の取引等の場合 (指針 94 ~ 95 項) 企業結合に係る会計基準四 2 (3) 、 に準じて記載。なお、子会社株式の</p>	<p>(具体的な規定なし)</p>	<p>(具体的な規定なし)</p>

審議事項(7) -2

中間連結財務諸表注記事項 (中間連結財務諸表規則)	四半期連結財務諸表注記事項	米国での開示 (Regulation SX 第 10 章 - 四半期財務諸表及び APB 第 28 号「中 間財務報告」等)	カナダ CICA ハンドブック § 1751 等
	追加取得の場合は、企業結合に係る会 計基準四 2(1) 及び に準じて記載。		
・ 共同支配企業の形成の注記 (第 17 条の 7) 財規第 8 条の 22 (3 項を除く) を準用	基準案で手当てすること を検討中	(具体的な規定なし)	(具体的な規定なし)
・ 事業分離の注記 (第 17 条の 8) 連財規第 15 条の 16 を準用 ・ 分離先企業の注記 (第 17 条の 9) 財規第 8 条の 24 を準用 ・ 子会社の企業結合の注記 (第 17 条 の 10) 連規第 15 条の 18 を準用	同左 ・ 重要な事業分離に関する事項 事業分離等に関する会計基準第 28 項 (分離元企業の注記項目) および第 54 項 (子会社を結合当事企業とする株主 の注記項目) の注記事項に準じて記載 (20 項(18))(指針 96~98 項)	企業の構成部分の処分、異常項目及び非 正常・非反復項目 (APB28 号第 30 項 e)	■ 四半期財務諸表には、年度財務諸表 で要求される以下に関する開示を 含めなければならない。(第 14 項(g)) 企業結合 企業結合、財務構造の再構築、スピ ン・オフに関連する、一部の活動からの 撤退計画、リストラクチャリングや統合 の計画
企業結合に係る特定勘定の注記 (第 41 条の 3) 財規第 56 条を準用	-	(具体的な規定なし)	(具体的な規定なし)
企業結合に係る特定勘定の取崩益の注 記 (第 62 条の 3) 財規第 95 条の 3 の 3 を準用	-	(具体的な規定なし)	(具体的な規定なし)

審議事項(7) -2

中間連結財務諸表注記事項 (中間連結財務諸表規則)	四半期連結財務諸表注記事項	米国での開示 (Regulation SX 第 10 章 - 四半期財務諸表及び APB 第 28 号「中 間財務報告」等)	カナダ CICA ハンドブック § 1751 等
1 株当たり中間純損益金額等の注記 (第 65 条) 算定上の基礎、潜在株式調整後 1 株当 り中間純利益金額について準用	同左 1 株当たり四半期純損益、潜在株式調 整後 1 株当たり四半期純損益、並びに 当該金額の算定基礎 (20 項(7))(指針 70 項 ~ 75 項)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 損益計算書は、普通株式に係る 1 株 当たり利益及び 1 株当たり配当を示 さなければならない。1 株当たり利 益算定の基礎は算定に用いられた 株式数とともに記載されなければな らない。(§ 210.10 - 01(b)内容に関 するその他の規定(2)) ■ 1 株当たり利益 (表示各期間につい て基本的及び希薄化後) APB28 号第 30 項 b) 	基本及び希薄化後一株当たり利益を、年 度財務諸表で開示することが要求され ている企業は、四半期財務諸表におい てもそれらの情報を損益計算書上に表 示しなければならない。(第 12 項)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 発行済株式に関する注記 (第 78 条) 財務諸表等規則第 106 条第 1 項の規定準 用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己株式に関する注記 (第 79 条) 財 務諸表等規則第 107 条の規定準用 ・ 新株予約権等に関する注記 (第 80 条) 連結財務諸表規則第 79 条の規定準用	同左 四半期会計期間末における発行済株式 総数、自己株式数及び新株予約権 (自 己新株予約権を含む)(20 項(9))(指針 80 項 ~ 83 項)	(具体的な規定なし)	(具体的な規定なし)
<ul style="list-style-type: none"> ・ ストック・オプション、自社株式オ プション又は自社の株式の付与又は 交付に関する注記 (第 17 条の 2) 財 	一部四半期独自 ストック・オプションを新たに付与し た場合及び重要な契約に変更がある場	(具体的な規定なし) * 付与・行使・失効・未行使別に株式数・	四半期財務諸表が、株式報酬の会計につ いて公正価値法を採用していない場合 には、「株式に基づく報酬及び株式に基

中間連結財務諸表注記事項 (中間連結財務諸表規則)	四半期連結財務諸表注記事項	米国での開示 (Regulation SX 第10章 - 四半期財務諸表及び APB 第28号「中 間財務報告」等)	カナダ CICA ハンドブック § 1751 等
<p>務諸表等規則第8条の14第1項の規定準用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ストック・オプションに関する注記 (第17条の3) 中間財務諸表等規則第5条の9(第4項を除く。)の規定は、ストック・オプションを付与している場合について準用 <p>中間財規5条の9は、中間会計期間においてストック・オプションを付与した場合の注記</p>	<p>合には、その旨及びその内容(20項(10))「指針84項~85項」</p>	<p>平均行使価格等を開示している事例あり。</p>	<p>づくその他の支払 § 3870」に基づいて、四半期報告期間毎に、プロ・フォーマの最終利益及び一株当たり利益を開示しなければならない。(第14項(j))</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 配当に関する注記(第81条)財務諸表等規則第109条第1項の規定準用 	<p><u>同左</u> 配当に関する事項(20項(11))(指針86項)</p>	<p>損益計算書は、普通株式に係る1株当たり利益及び1株当たり配当を示さなければならない。1株当たり利益算定の基礎は算定に用いられた株式数とともに記載されなければならない。(§ 210.10 - 01(b)内容に関するその他の規定(2))</p>	
<p>中間連結株主資本等変動計算書(第71条,72条)</p>	<p><u>簡略化</u> 株主資本の金額に重要な変動があった場合には、その変動事由と主な事由ご</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 重要な財政状態の変動(APB 第28号第30項h) ■ 中間貸借対照表及び中間キャッシュ 	<p>(剰余金計算書を基本財務諸表としている。)</p>

<p>中間連結財務諸表注記事項 (中間連結財務諸表規則)</p>	<p>四半期連結財務諸表注記事項</p>	<p>米国での開示 (Regulation SX 第 10 章 - 四半期財務諸表及び APB 第 28 号「中 間財務報告」等)</p>	<p>カナダ CICA ハンドブック § 1751 等</p>
	<p>との内訳金額。なお、企業会計基準第 6号(「株主資本等変動計算書に関する 会計基準」)に準じた開示を妨げないも のとする。(20項(12))(指針87項)</p>	<p>ユ・フローに関する情報を開示しな い場合、直近の報告日以降の当座資 産、運転資本、固定負債又は株主資 本の重要な変動を開示しなければ ならない。(APB 第 28 号第 33 項)</p>	
<p>売上高又は営業費用に著しい季節的変 動がある場合の注記(第 68 条)</p>	<p><u>同左</u> 事業の性質上営業収益又は営業費用に 著しい季節的変動がある場合には、そ の状況(20項(14))</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 季節的製造及び単一の農産品の販 売に従事している登録企業は、直近 の四半期末までの 12 ヶ月及び対応 する前期間に係る損益計算書及び キャッシュフロー計算書を提出する ことができる。(§ 210.10 - 01(b)内 容に関するその他の規定(4)) ■ 季節的収益及び費用(APB 第 28 号第 30 項 c) 	<p>四半期報告期間の事業に季節性や循環 性がある場合、四半期財務諸表にはその 旨の説明を含めなければならない。(第 14 項(c))</p>
<p>中間連結キャッシュ・フロー計算書に関 する注記事項(第 80 条)</p>	<p><u>同左</u> 現金及び現金同等物の四半期末残高と 四半期連結貸借対照表に掲記されてい る科目の金額との関係(20項(20))</p>	<p>(米国・カナダでは、貸借対照表の現金預金とキャッシュ・フロー計算書の末尾の 資金の金額は一致している。)</p>	

審議事項(7) -2

中間財務諸表注記事項 (中間財務諸表等規則)	四半期財務諸表注記	米国での開示 (Regulation SX 第10章 - 中間財務諸表)	カナダ CICA ハンドブック § 1751
持分法損益等の注記 (第5条の7)	同左 関連会社に持分法を適用した場合の投資の額及び投資損益の額 (29項(14))	■ 主要な貸借対照表項目が総資産の10%未満であり、かつ当該項目の金額が前事業年度末から25%を超えて増減していない場合、当該項目は他の項目に含めることができる。(§ 210.10 - 01(a)要約財務諸表(2))	四半期財務諸表は、次に掲げるそれぞれの事項を最低限含んでいなければならない。
営業外収益に属する収益に関する注記 (第46条2項)	四半期財務諸表の科目の集約記載の取扱い (指針151項)	■ 主要な損益計算書項目が直近3事業年度の平均純利益の15%未満であり、かつ当該項目の金額が前事業年度の対応する中間期間と比較して20%を超えて増減していない場合、	(1) 直近の年度財務諸表に含まれる表題と小計
営業外費用に属する費用に関する注記 (第47条2項)			(2) 年度財務諸表と同じ科目
特別利益に属する利益に関する注記 (第49条2項)			これらは、報告期間に係る企業の財務状況、営業及びキャッシュ・フローの結果との関連において適切に報告されなければならない (第11項)。
特別損失に属する損失に関する注記 (第50条2項)			

		<p>当該項目は他の項目に含めることができる。(§210.10 - 01(a)要約財務諸表(3))</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ キャッシュ・フロー計算書は、簡略化することができる。事業により規定される単一の資金額から開始して、その他の変動が直近3年間について事業により規定される資金の平均10%を超過する場合、当該変動を個別に示す。(The statement of cash flows may be abbreviated, starting with a single figure of funds provided by operations and showing other changes individually only when they exceed 10% of the average of funds provided by operations for the most recent three years.) (§210.10 - 01(a)要約財務諸表(4)) 	
減価償却額の注記(第56条)		(具体的な規定なし)	

(注) 東証の中間決算短信(連結)における主な取扱い

- ・ 「中間連結財務諸表作成の基本となる重要な事項」については、当中間期に中間連結財務諸表作成の基本となる重要な事項の変更があ

った場合には、その内容及び損益に与える影響を記載する。

- ・ 中間決算期末後 40 日以内に中間決算発表をする会社については、中間決算発表時点までに注記事項（セグメント情報、有価証券及び継続企業の前提に係る注記を除く）の記載が定まっていない場合、当該注記事項を省略して開示しても差し支えないと判断できるものは、省略して開示できる。ただし、中間決算期末後 70 日以内において、記載が可能になり次第、開示する。